

個人住民税検討会
2022年9月27日

住所地課税と源泉地課税
の考え方について

東洋大学法学部
坂巻綾望

はじめに

二地域居住が推進されるなかで、税収をわけあう方法がないか検討する必要がある。

碓井光明『要説 地方税のしくみと法』学陽書房(2001) 92頁

「住所地課税主義においては、住所地と異なる市町村(道府県)で働く人について、応益的課税ができないという問題があるが、それは他の税によって代替することで割り切ったものと理解される(立法論として所得割の分割などの方法がありえないわけではない)。

「単身赴任者で週末に帰宅する者とか、数か月のみ他の場所で生活するような者に、例外的に、両方で納税義務者となることを認め、所得割に関し関係市町村の間で課税標準を分割する制度を設けることの検討が必要になるかもしれない」(碓井)。

2008年「ふるさと納税研究会報告書」

「住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠づけることはできない」。「『税』を分割する方式はとり得ないと考えられる」。

→納税者のふるさとに貢献したいという意思を尊重するため、寄附金控除として「ふるさと納税」を創設。

難波悠「二地域居住における公共サービス負担に関する一考察」東洋大学PPP(2016)

「現時点で個人住民税を二地域間で按分する方策を想定するのは現実的でない」として、法定外税により負担を求める方法を模索。

□ 個人住民税について源泉地課税の考え方をとりいれることはできないか(源泉地課税は応益課税と親和的)。

□ 一暦年中に住所を移転した納税者に対して、居住期間に応じて課税をすることができないか。

目次

- I わが国所得税法における居住地課税と源泉地課税
- II アメリカ合衆国州税における居住地課税と源泉地課税
- III わが国における個人住民税のあり方

I わが国所得税法における 居住地課税と源泉地課税

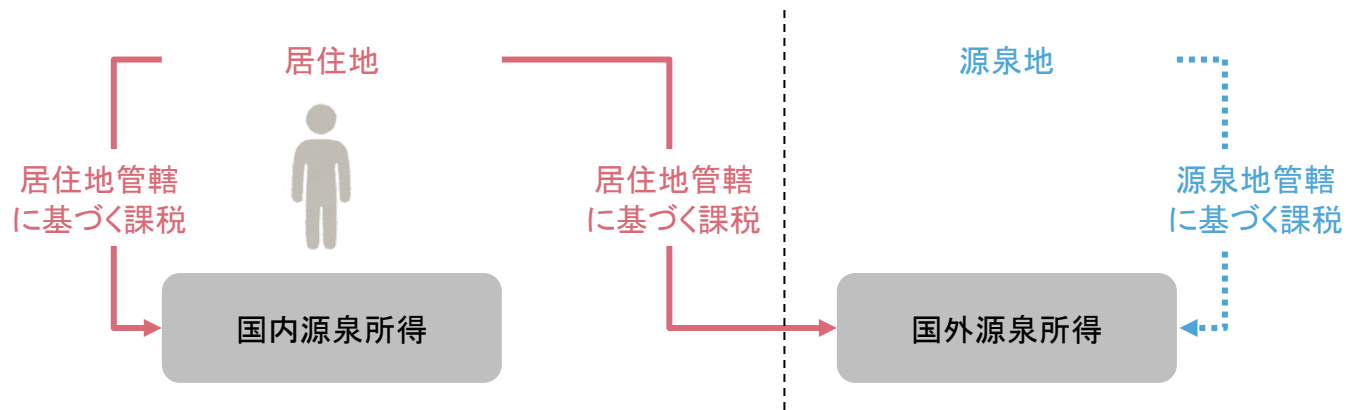
居住地管轄と源泉地管轄

居住地管轄

所得を稼得する者との人的なつながり(nexus)を根拠として、自国の居住者に課税する。

源泉地管轄

所得を産み出す活動との物的なつながりを根拠として、自国で産み出された所得、すなわち国内に源泉を持つ所得(国内源泉所得)に対して課税する。



わが国所得税法は、居住者に対しては、居住地管轄に基づいて全世界所得に課税する。全世界所得に累進税率を適用して所得税額を算出する(応能課税)。非居住者に対しては、源泉地管轄に基づいて国内源泉所得に課税する。

(参照条文)

所得税法第七条

所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一 非永住者以外の居住者 全ての所得

二 非永住者 第九十五条第一項(外国税額控除)に規定する国外源泉所得(国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものを含む。以下この号において「国外源泉所得」という。)以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

三 非居住者 第一百六十四条第一項各号(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ同項各号及び同条第二項各号に定める国内源泉所得

居住地の判定

所得税法第2条第1項

三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。

五 非居住者 居住者以外の個人をいう。

民法第22条

各人の生活の本拠をその者の住所とする。

「住所」の意義

→民法22条と同義(東京地判昭和56年3月23日、神戸地判昭和60年12月2日)。客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって判断(東京高判平成20年2月28日、贈与税について最判平成23年2月18日(武富士事件))。

最高裁判所第二小法廷平成23年2月18日判決(武富士事件)

「ここ[旧相続税法1条の2]にいう住所とは、反対の解釈をすべき特段の事由はない以上、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」「上告人は、本件贈与を受けた当時、本件会社の香港駐在役員及び本件各現地法人の役員として香港に赴任しつつ国内にも相応の日数滞在していたところ、本件贈与を受けたのは上記赴任の開始から約2年半後のことであり、香港に出国するに当たり住民登録につき香港への転出の届出をするなどした上、通算約3年半にわたる赴任期間である本件期間中、その約3分の2の日数を2年単位(合計4年)で賃借した本件香港居宅に滞在して過ごし、その間に現地において本件会社又は本件各現地法人の業務として関係者との面談等の業務に従事しており、これが贈与税回避の目的で伪装された実体のないものとはうかがわれないのに対して、国内においては、本件期間中の約4分の1の日数を本件杉並居宅に滞在して過ごし、その間に本件会社の業務に従事していたにとどまるというのであるから、本件贈与を受けた時において、本件香港居宅は生活の本拠たる実体を有していたものというべきであり、本件杉並居宅が生活の本拠たる実体を有していたということとはできない。」

源泉地の判定 1/3

所得税法第百六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 非居住者が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等（当該非居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）

二 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（第八号から第十六号までに該当するものを除く。）

三 国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

四 民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。）に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるもののうち政令で定めるもの

五 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価（政令で定めるものを除く。）

六 国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価

七 国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利若しくは採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による租鉱権の設定又は居住者若しくは内国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

源泉地の判定 2/3

八 第二十三条第一項(利子所得)に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ 日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子

ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るもの

ハ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この編において「営業所」という。)に預け入れられた預貯金の利子

ニ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配

九 第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 内国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息

ロ 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定受益証券発行信託の収益の分配

十 国内において業務を行う者に対する貸付金(これに準ずるものを含む。)で当該業務に係るものの利子(政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。)

十一 国内において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ～ハ略

源泉地の判定 3/3

十二 次に掲げる給与、報酬又は年金

イ 俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供(内国法人の役員として国外において行う勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。)に基因するもの

ロ 第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等(政令で定めるものを除く。)

ハ 第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等のうちその支払を受ける者が居住者であつた期間に行つた勤務その他の人的役務の提供(内国法人の役員として非居住者であつた期間に行つた勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。)に基因するもの

十三 国内において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

十四 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第三項(定義)に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金(略)で第十二号ロに該当するもの以外のもの(略)

十五 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益 イ～ハ 略

十六 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約(これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。)に基づいて受ける利益の分配

十七 前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

二重課税発生之余地

以下の原因により、複数の国による課税(二重課税)を生じる余地がある。

(1)居住地課税の競合

(2)源泉地課税の競合

(3)居住地課税と源泉地課税の競合

↓

各国は、租税条約により、二重課税の軽減に取り組んでいる。

・租税条約は、所得の性質ごとに、源泉地がどこなのか、どちらの国が課税権を譲歩するのか、などについて定めている(OECDモデル租税条約6～21条)。

・それでも二重課税を生じる場合には、最終的に居住地国が二重課税を救済する(OECDモデル租税条約23条)。

わが国は、外国税額控除方式により自国の所得税から外国所得税を控除する。

II アメリカ合衆国州税における 居住地課税と源泉地課税

居住地課税と源泉地課税

各州は課税立法権を有するが、合衆国憲法による制約を受ける。

合衆国憲法修正14条1節

No State shall make or enforce any law which shall abridge the privileges or immunities of citizens of the United States; nor shall any State deprive any person of life, liberty, or property, without due process of law…

.(いかなる州も、アメリカ合衆国市民の特権または免除権を制限する法をつくりまたは強制してはならない。いかなる州も、法の適正手続きなしに個人の生命・自由または財産を奪ってはならない。

合衆国憲法1条8節3項(通商条項)

The Congress shall have Power … to regulate Commerce with foreign Nations, and among the several States, and with the Indian Tribes…

(議会は、…州際通商を規制する権限…を有する)→州際通商を妨げる州課税は違反となる。

州税が通商条項に反しないための4つの基準(一高216頁)

①当該州との実質的結びつき(substantial nexus)があること、②配賦が適正であること、③差別的でないこと、④当該州の提供するサービスと適正な関連があること

→居住者に対して所得の源泉地に関わらず課税すること(居住地課税)、非居住者に対して州内で稼得された所得に対して課税すること(源泉地課税)は、許容される。

居住地課税の競合

各州における居住地の判定

各州の居住地(residence)の定義は、以下の5つの概念のうち1つまたは複数の組み合わせである。

- ①domicile
- ②一時的な目的以外の目的のために州に滞在すること
- ③一定期間(6ヶ月、7ヶ月、9ヶ月)州に滞在すること
- ④恒久的または一定期間、住まい(place of abode)を有すること
- ⑤③と④の組み合わせ(恒久的な住まいを有するとともに一定期間滞在すること)

↓

domicileの判定

納税者の家族が住んでいる場所、財産の所在地、投票する州、銀行口座の開設地、医療・法律・会計などの専門的役務提供を受ける場所、社会的関係の確立などは、納税者の主観的な意思を客観的に示すものとして、重視されている。

↓

「居住地」の定義は統一されておらず、その要素は重複している。

居住地課税の競合

→居住地課税の競合

例) ニューヨーク州に所在する投資銀行の銀行員は、ニュージャージー州に住んでいる。しかし、ニューヨークに居所(abode)を有しており、1年の半数超をそこで過ごしている。

→ ニューヨーク州もニュージャージー州も彼を居住者として扱う可能性がある。

なお、居住地課税の競合による二重課税は、おそらく合衆国憲法違反でない。

(参考) 遺産税について住所が重複することによる二重課税が許容されることを示したものとして、Texas v. Florida, 306 U.S. 398, 59 S. Ct. 563(1938)

「被相続人がその州に domiciled である場合には、2つ以上の州が適法に遺産税を被相続人の無形資産に課税することができる。」

源泉地課税の問題

(1) 源泉地の判断の困難さ

合衆国憲法の制約により、非居住者に対する課税は、州内の源泉から生じる所得に制限される。「州内の源泉から生じる所得」は、各州において具体的に定められている。

例) ニューヨーク州では、その州で稼得された報酬から生じる所得、その州においてなされた役務提供から生じる所得、その州においてなされた取引又は事業から生じる所得、その州に所在する財産から生じる所得。

→どこで役務提供がなされたと考えるべきか？

例) 納税者Xはニューヨークで教えており、コネチカットに自宅があった。週のうち授業がある日はニューヨークで教えるが、週の2日間はコネチカットの自宅で仕事をしていた。納税者は、1994年及び1995年の所得税について、所得を分割して申告した。ニューヨーク課税庁は、すべての所得に対して租税を課する事ができると主張。

ZELINSKY V. TAX APPEALS TRIBUNAL OF THE STATE OF NEW YORK, Court of Appeals of New York, 2003, 1 N.Y.3d 85, 801 N.E.2d 840, 769 N.Y.S.2d 464, cert. denied, 541 U.S.1009, 124 S.Ct.2068(2004)

(2) 所得の性質決定の困難さ

ニューヨーク州は、非居住者に対して、その州に所在する有形資産の販売または所有から生じる所得について租税を課することとするが、無形資産から得る所得については、当該無形資産が州内の事業に用いられているのでない限り、課税をすることができない。

→ある所得が無形資産による所得なのか、それとも有形資産又は役務提供による所得なのかが問題となる。

例) ニューヨークのアパートを売却した非居住者が、代金の未払い部分について担保付手形を発行し、利子を付した。納税者は、キャピタルゲインをニューヨーク所得として申告したが、利子については含めていなかった。ニューヨーク証券取引所のseatの売却から生じる代金を分割払いにしたことについて付した利子。

源泉地課税の問題

(3) 所得発生タイミングと受領のタイミングが異なる場合

例) A州居住者であるときに、年金保険料を控除して給与に対して課税がなされていた。退職後、B州の居住者となり、年金を受け取った。

Petersen v. Department of Revenue, 301 Or. 144, 714 P. 2d 869 (1986)

Daks v. Franchise Tax Bd., 73 Cal.App.4th 31, 85 Cal.Rptr.2d 927 (2d Dist. 1999)。

Idaho State Tax Comm'n v. Stang, 135 Idaho 800, 25 P.3d 113(2001);c, 860 A.2d 387 (Me. 2004).

→B州は課税をすることができる。しかし、居住者になる前に州外の源泉から生じた所得について課税をすることを許容することになる。

例) A州の居住者は、課税年度1において実現した所得について、内国歳入法典にしたがって課税を繰り延べた(不動産の交換)。そして、課税年度2になって、B州の居住者となってから、その所得を認識した。

→A州は課税権を有する。しかしながら、執行することが難しい。

一暦年中における居住地の変更

一暦年において居住地を変更する場合、ほとんどの州は、その納税者が居住者であった期間と非居住者であった期間とを区別して課税をする。

- ・居住者である期間について認められる免除や人的控除は、居住者である期間に対応する部分に按分される。
- ・非居住者である期間について認められる免除や人的控除は、全体所得のうちその州内所得に対応する部分に限定される。

↓

- ・2つの申告書を提出することを求める州がある。
- ・2つの申告書を要しない州においても、居住者である期間の所得と非居住者である期間の所得を決定することは必要である。

III わが国における個人住民税のあり方

課税管轄

均等割→**住所地と家屋敷所在地**

所得割・配当割：株式等譲渡所得割→**住所地**

利子割→**支払者の所在地**

↓

- (1) 住所地課税の競合が、生じうる。→次に検討
- (2) 源泉地課税と源泉地課税の競合は、生じない。
- (3) 源泉地課税と居住地課税の競合は、生じない。
- (4) 均等割の二重課税(住所地と家屋敷所在地)は、生じうる。

均等割の二重課税が許容されるかどうか争われた事例(広島地裁平成3年1月30日行集42巻1号184頁)

「当該道府県内に家屋敷等を有する個人でその所在市町村内に住所を有しない者の道府県民税均等割に関しては、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして課税される(24条7項)。したがって、当該道府県との関係においては、複数の均等割の納税義務を負うことになる。

このような課税方式が設けられたのは、いずれの市町村または行政区が賦課徴収を行うべきかを定めることを断念して、重複を構わないこととしたものである。」

(参照条文)道府県民税

地方税法第24条 道府県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により…第二号…に掲げる者に対しては均等割額により…第五号に掲げる者に対しては利子割額により、第六号に掲げる者に対しては配当割額により、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。

- 一 道府県内に住所を有する個人
 - 二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
 - 五 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人
 - 六 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの
 - 七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府県内に住所を有するもの
- 2 前項第一号、第六号及び第七号の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者(第二百九十四条第三項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第四項に規定する者を除く。)をいう。

3～6(略)

7 第一項第二号に掲げる者については、市町村民税を均等割により課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

(参照条文)市町村民税

地方税法第294条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第二号…の者に対しては均等割額により、…課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知つたときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかわらず、市町村民税を課することができない。

住所地課税の競合は生じるか？

「住所を有する者」→住民基本台帳に記録されている者(294条2項、24条2項)。

ただし、住民基本台帳に記録されていない個人であっても、真実に住所を有する者である場合には、記録されているとみなして課税することができる(294条3項、24条2項)。

「みなし課税権」を発動する場合に、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村に通知しなければならない(294条3項後段)。

→真実の「住所」地の所在する市町村(道府県)が課税管轄を有する。

その者が住民基本台帳に記録されている市町村(道府県)は、課税することができない。

ただし、複数の団体が、「その者の真実の住所地はその領域内にある」と主張して、住所の判定が競合することは理論的にはありうる。

しかし、住民税の課税にあたり、「住所」は、各人につき一個であると解されているため、裁判所において一個の「住所」が決定される。

→住所の競合による二重課税がなされる余地はかなり小さい(実際に複数の地方団体が課税をして争いとなった判決は見当たらなかった。ただし、二地域居住が進めば、現在よりはその可能性は高まる。)

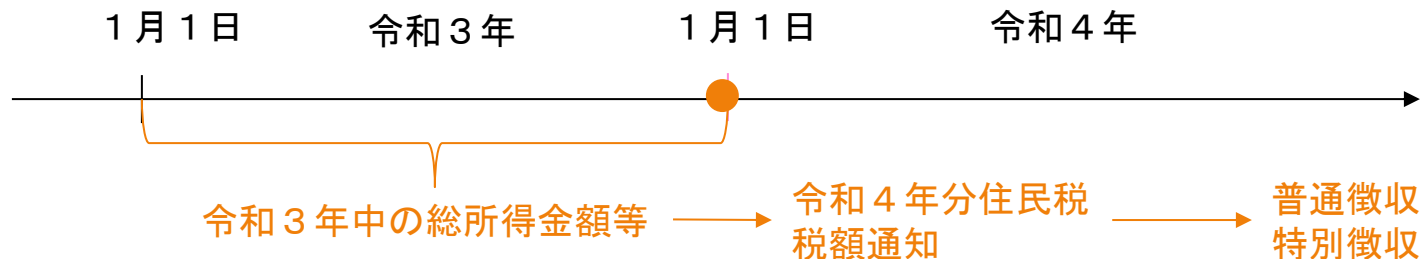
また、行政上二重課税がなされたとしても、司法において解決される。

(参考)個人住民税について「住所」の判定が争われた事例

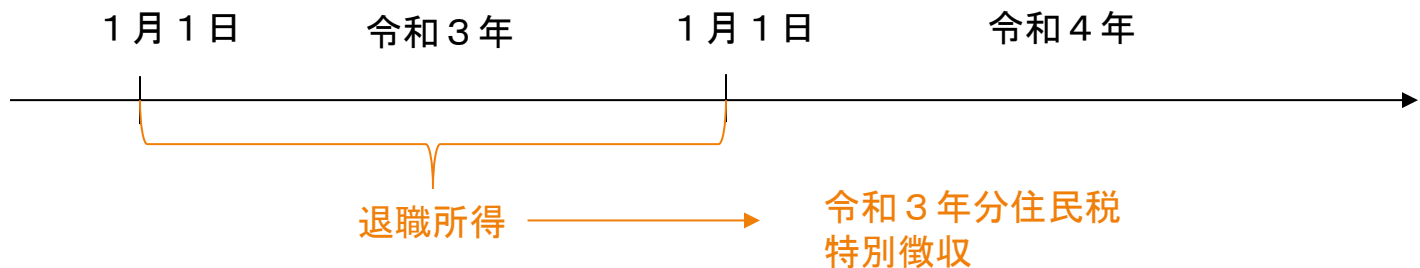
東京地方裁判所昭和45年3月9日、高知地方裁判所昭和58年6月27日判決(高松高等裁判所昭和59年7月4日判決、最高裁判所第二小法廷昭和60年10月11日判決)、東京地方裁判所平成19年5月15日判決(東京高等裁判所平成19年11月14日)、東京地方裁判所平成25年5月30日判決

一暦年中における住所の変更

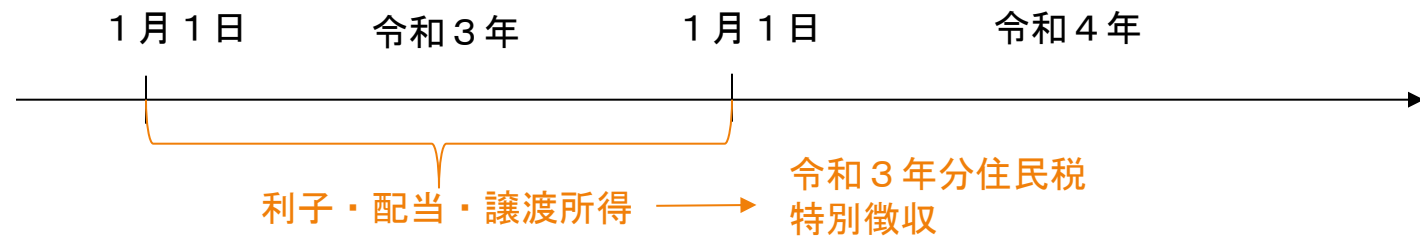
所得割



退職所得に係る所得割



利子割
配当割
譲渡所得割



一暦年中における住所の変更

一暦年中における住所の変更を個人住民税に反映させるなら…

- ・総所得金額を月数按分するとしたら、退職所得も月数按分するのか？
- ・利子割・配当割・株式譲渡所得割は？

特別徴収の段階では、その暦年が終了していないため、月数按分することができない。

- ・所得控除も月数按分するか？
- ・必要経費を月数按分するか？それとも収入と対応させるか？

参考文献

Walter Hellerstein et al., STATE AND LOCAL TAXATION CASES AND MATERIALS Eleventh Edition (WEST ACADEMIC, 2020)

碓井光明『要説 地方税のしくみと法』学陽書房(2001)

谷史郎「米国の州及び地方団体における個人所得税と我が国の個人住民税」地方税(2001)

増井良啓・宮崎裕子『国際租税法(第3版)』(2015)6頁

石田 和之「地方税制温故知新(第60回)個人住民税における特別徴収の意義」税 71(8) (2016)

難波悠「二地域居住における公共サービス負担に関する一考察」東洋大学PPP(2016)

<https://www.toyo.ac.jp/uploaded/attachment/19246.pdf>

柏木恵「外国人住民増加による個人住民税の課題」(2019)税74巻12号

一高龍司「米国州法人所得税における州間定式配賦と市場アプローチの浸透-役務関連所得の帰属等を巡る論考の紹介-」租税研究844号(2020)

横山直子「住民税の特徴をめぐる問題と方向性」税法学583号(2020)p.39-46

林宏昭「個人住民税の課題とあり方」税研36巻5号(2021)